

新宿区教育委員会会議録

平成28年第3回臨時会

平成28年3月30日

新宿区教育委員会

平成28年第3回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成28年3月30日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時50分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	今 野 雅 裕	委員長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 池 俊 之
委 員	菊 田 史 子	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	篠 塚 幸 次

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 2 2 号議案 新宿区教育委員会公告式規則等の一部を改正する等の規則
- 日程第 2 第 2 3 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
- 日程第 3 第 2 4 号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 第 2 5 号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 第 2 6 号議案 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 第 2 7 号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 第 2 8 号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 第 2 9 号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について
- 日程第 9 第 3 0 号議案 新宿区教育委員会緊急事態対応要綱の一部改正について
- 日程第 1 0 第 3 1 号議案 新宿区学校問題等調査委員会委員の委嘱について

報告

- 1 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について（中央図書館長）
- 2 その他

◎ 開 会

○今野委員長 ただいまから平成28年新宿区教育委員会第3回臨時会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いします。

◎ 第22号議案 新宿区教育委員会公告式規則等の一部を改正する等の規則

◎ 第23号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

◎ 第24号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第25号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第26号議案 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第27号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第28号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第29号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について

◎ 第30号議案 新宿区教育委員会緊急事態対応要綱の一部改正について

◎ 第31号議案 新宿区学校問題等調査委員会委員の委嘱について

○今野委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第22号議案 新宿区教育委員会公告式規則等の一部を改正する等の規則」、
「日程第2 第23号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則」、
「日程第3 第24号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」、
「日程第4 第25号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、
「日程第5 第26号議案 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」、
「日程第6 第27号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、
「日程第7 第28号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、
「日程第

8 第29号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について」、「日程第9 第30号議案 新宿区教育委員会緊急事態対応要綱の一部改正について」、「日程第10 第31号議案 新宿区学校問題等調査委員会委員の委嘱について」を議題とします。

それでは、第22号議案から第31号議案までの説明を教育調整課長、お願いします。

○教育調整課長 それでは、第3回教育委員会臨時会議案概要をごらんください。

第22号議案、新宿区教育委員会公告式規則等の一部を改正する等の規則でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法の経過措置が終了することに伴い、新宿区教育委員会公告式規則等を整備するものでございます。

改正内容（1）ですが、委員長及び委員長職務代理者の職が廃止され、従来の委員長と教育長が教育長に一本化されるため、次に掲げる規則の職名を整理する等の規定の整備を行うものでございます。具体的には、「委員長」を「教育長」に改めるといったものでございます。アからウがでございます。新宿区教育委員会公告式規則、新宿区教育委員会会議規則、それから新宿区教育委員会傍聴規則でございます。

また、（2）は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる規則における引用条項を、旧法律の条項から新法律の条項に改めるものです。引用条項の内容については変わりはありません。アからウがでございます。新宿区教育財産管理規則、新宿区教育委員会の権限委任に関する規則、それから新宿区教育委員会事務局組織規則でございます。

（3）は、教育長の職務代理者は、指名された委員がつくことになったため、教育長の職務代理者に事務局職員を指定する、新宿区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則を廃止するものでございます。

（4）は、委員長及び委員長職務代理者の職が廃止されるため、新宿区教育委員会公印規則から委員長の印等の規定を削除するものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

では、第22号議案の新旧対照表をごらんください。新宿区教育委員会公告式規則の新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案でございます。現行では「教育委員会の指名する2名の教育委員」となっておりますが、これまで運用として委員長と委員の方から1名の方にこの公告式の署名委員をお願いしてございました。そういったこともございまして、改正案につきましては、「教育委員会教育長及び教育委員会の指名する教育委員1人」と改正するものでございます。

次に、新宿区教育委員会会議規則新旧対照表でございます。

目次のところでは、第2章の「委員長及び委員長職務代理者の選任」につきましては削除しまして、その分、以降の章が繰り上がりまして、全第8章となります。

第2条、「（会議）」につきましては、「委員長」の部分が「教育長」、また第3条の「（定例会及び臨時会）」についても同様に「委員長」から「教育長」と改正いたします。第4条も同様です。

また、第2章については、第3章の「議事日程」の規定が繰り上がります。

第6条以降、「委員長」の部分が「教育長」に変更になるというものでございます。

次に、新宿区教育委員会傍聴規則でございます。新旧対照表をごらんいただければと思います。

こちら文言整理や引用条項の変更のほか、先ほど申し上げたように「委員長」の部分を「教育長」に変更する改正となっております。

また、様式につきましても、「委員長」から「教育長」に変わるものでございます。

次に、新宿区教育財産管理規則の新旧対照表をごらんください。

こちらは引用条項の変更となっております。法律の規定には、学校その他教育機関の財産管理を教育委員会が行うといった内容について変更はありませんので、その法律に基づいてこの規則を定めるといった趣旨となっております。

次に新宿区教育委員会の権限委任に関する規則新旧対照表でございます。こちらも引用条項の変更でございます。

法律では、教育委員会が教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、または教育長に臨時に代理させることができる旨の規定があり、その内容については変更はございません。その規定に基づいてこの規則が定められているといったものが第1条の規定となっております。

第2条につきましても、引用条項の研修や統計などの規定となっており、内容について変更となるものではございません。

次に、新宿区教育委員会事務局組織規則でございます。こちらも引用条項の変更でございます。法律で定めるところの教育委員会の事務局の内部組織については、教育委員会規則で定めるという法律の規定がございますが、その規定内容に変更はありません。

教育委員会の公印規則の新旧対照表でございます。こちらは、委員長の印と委員長職務代理者の印を削除するといったものでございます。

それでは、第22号議案の提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法の経過措置が終了することに伴い、新宿区教育委員会公告式規則等を整備する必要があるためでございます。

次に、第23号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則でございます。

法改正に伴いまして、文化財保護条例施行規則等を整備するものでございます。行政不服審査法に基づく不服申立手続の名称が変更されるとともに、不服申立期間が延長されたことから、次に掲げる規則の様式における不服申立てに関する教示文にこれらの名称変更等を反映するほか、用語を整理するものでございます。

具体的には、法改正によって不服申立ての手続きの名称は、今まで異議申立て等でしたが、審査請求に統一されることとなりました。

また、不服申立ての期間が60日から3カ月に変更になり、それらに伴う改正となっております。

それぞれ（1）から新宿区文化財保護条例施行規則、新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則、新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則、教育委員会が行う情報公開事務に関する規則、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、新宿区立女神湖高原学園条例施行規則、教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則、新宿区立幼稚園条例施行規則、それから、新宿区における指定管理者の指定の取り消し等に伴う管理業務の特例を定める施行規則でございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

第23号議案の新様式と旧様式の資料をごらんください。例えば、文化財の解除通知書の教示文でございますが、「異議申立て」が「審査請求」にかわっております。また、「60日」が「3か月」という形で改正となっております。同様の内容となっておりますので、以降については割愛させていただきます。

第23号議案の提案理由でございます。行政不服審査法の改正に伴い、新宿区文化財保護条例施行規則等の規定を整備するものでございます。

次に、第24号議案、新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則でございます。非常勤職員の職の新たな設置、また報酬の額の改定に伴って、別表を改めるものでございます。

新設のものが（１）のア、イ、ウでございまして、教育委員会の審理員、これは先ほどもお話がありました行政不服審査法の改正に伴って、不服申立ての審理手続を行うといったところで、弁護士を予定してございます。

また、イはスクールカウンセラーでございます。従来、教育研究調査員という名称で運用していましたが、勤務体系に柔軟性を持たせるために独立した職として位置づけるものでございます。

また、ウは預かり保育担当員ということで、幼稚園において預かり保育等に従事するものでございます。

（２）その他、給与改定等を踏まえての報酬額の改定といったところでございまして、施行期日は平成28年４月１日でございます。

第24号議案の新旧対照表をごらんください。

金額の改定幅については、職員給与の人事委員会勧告に伴う増額分を非常勤職員にも反映しているといったところでございます。

ただ、教育委員会産業医につきましては、ストレスチェックの実施に伴い、面談回数が増えることから、大きく金額を増額しているところでございます。

そのほか、教育委員会の審理員が新設。それから、スクールカウンセラーも新設。それから、預かり保育担当員についても新設。それぞれ月額または１時間当たりの額といったところでの記載となっております。

第24号議案の提案理由でございます。教育委員会非常勤職員の職の設置及び報酬の額の改定に伴い、報酬の額を定める別表を改める必要があるためでございます。

次に、第25号議案、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則でございます。

区長部局の組織改編に伴い、規定を整備するものでございます。主な変更点につきましては、「地域文化部長」が「地域振興部長」と「文化観光産業部長」に、また、「区長室区政情報課長」が「総合政策部区政情報課長」、また、「保育園子ども園課長」が「保育課長」といったような変更でございます。施行期日は平成28年４月１日でございます。

第25号議案の新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。「地域文化部」が「地域振興部」、また、「区長室」が「総合政策部」、それから「地域文化部長」が「地域振興部長」と、それぞれ組織の改正に伴い、改めるものでございます。

第25号議案の提案理由でございます。区長部局の組織改編に伴い、規定を整備する必要が

あるためでございます。

次に、第26号議案、新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則でございます。

こちらにも区長部局の組織改編に伴い、規定を整備するものでございます。「区長室広聴担当課」を「総合政策部区政情報課」に変更するもので、施行期日は平成28年4月1日でございます。

第26号議案の新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。改正する部分は、第6条、第10条の下線部でございます。

第26号議案の提案理由でございます。区長部局の組織改編に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

次に、第27号議案、新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則でございます。

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うもので、既に条例改正については議決をいただいているところでございます。

改正内容は、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例で定めることとなった級別標準職務表を削除するほか、降級と降格が同日に行われる場合の取り扱いを定めるものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

第27号議案の新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。第3条の級別標準職務、また、別表第1、これらについては、条例化されたことによって規則の規定を削除するものでございます。また、降格、降級が同日に行われる場合の規定を第15条で設けているものでございます。

それでは、第27号議案の提案理由でございます。新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

次に、第28号議案、新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

新宿区立幼稚園条例の改正に伴い、所要の改正を行うもので、既に条例改正については議決をいただいているところでございます。新宿区立幼稚園条例の改正による幼稚園の入園料及び保育料に関する多子負担軽減措置の拡充に伴い、世帯収入が約270万円以上600万円未満の世帯における多子負担軽減措置に係る多子計算の基準、ひとり親世帯の条件等を定めるものでございます。(1)についてア、イ、ウということで、園児の保護者に監護され、また

は監護されていたこと。また、イとして園児の保護者の直系卑属に当たること。ウとして、その他教育委員会が別に定める基準を満たすものといったところに該当するものが多子計算の対象となっています。

(2)は、ひとり親世帯等の条件でございます。アとして、婚姻を解消した父または母が園児を監護していること等。イとして、子ども・子育て支援法施行令第4条第4項の適用を受けることといったところです。施行期日は平成28年4月1日でございます。

第28号議案の新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。第11条の2、特定年長者の要件等として、いずれかに該当するものということで、先ほど御説明した内容で第1号から第3号まで規定してございます。また、第2項については、ひとり親等の世帯といったところでもございまして、先ほど説明した内容で第1号と第2号を規定してございます。

また、第13条の2で、区市町村民税の税の計算の特例を定めてございます。いずれも区長部局の子ども家庭部の条例改正と規則改正の内容と同様となっております。

第28号議案の提案理由でございます。新宿区立幼稚園条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

次に、第29号議案、新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正についてでございます。こちらは規則ではございませんが、教育委員会の決定手続きにかかわることであるため、議案としています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の経過措置の終了及び行政不服審査法の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

服務に関する規定を整備し、また、行政不服審査法に基づく手続きに関する事務の名称等を変更するものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

第29号議案の新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。現行では、「上司」という規定になってございますが、改正案では、上司の次に括弧書きで「(教育長にあつては、委員会)」と明記してございます。これは、これまでも教育長にあつては教育委員会ということでもございましたが、今回、直接区長が教育長を任命するといったこともございまして、これまでどおり教育委員会への報告を行うということを改めて明記したものでございます。

服務等につきましては、出張や休暇といったところでございますが、区長が教育長を任命することから、服務については下線部のとおりとなっております。

また、行政不服審査法の改正を踏まえ、「異議申立て」を「審査請求」と改正しているところでございます。

第29号議案の提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法の経過措置の終了及び行政不服審査法の改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

次に、第30号議案、新宿区教育委員会緊急事態対応要綱の一部改正についてでございます。

こちら規則ではございませんが、教育委員会における緊急事態への対応にかかわるところでございます。従来は委員長と教育長が一本化されたといったところで、いじめによる重大事態が発生したと認めた場合、教育長が直接教育委員会の招集を速やかに行うものとするものでございます。施行期日は、平成28年4月1日でございます。

第30号議案の新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。これまでは教育長が委員長に報告をして速やかに委員会を招集するといった規定でございますが、今後は教育長が招集することから、「教育委員会の会議を速やかに」教育長が「招集するもの」と改正しているものでございます。

第30号議案の提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法の経過措置が終了することに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

次に、第31号議案、新宿区学校問題等調査委員会委員の委嘱についてでございます。

こちらは、学校問題等調査委員会の設置要綱の規定に基づきまして委嘱するものでございます。委嘱する委員につきましては、石黒清子委員が再任でございます。平澤恭子委員が再任、それから若林彰委員については新任でございます。任期につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間でございます。

第31号議案の提案理由でございます。新宿区学校問題等調査委員会設置要綱第3条第5項第1号から第3号までの規定に基づき、新宿区学校問題等調査委員会委員を委嘱する必要があるためでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今野委員長 説明が終わりました。

第22号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○羽原委員 第22号議案だけということではなくて、念のために伺いたいのですが、教育委員会委員長から教育長に変わる、そのほかの議案の中でも、その名称が変更になるという部分、これはよく承知しておりますが、何か内容的に変化を伴うようなことがありましたら、御説明ください。それが一つ。

それから、もう一つ、従来、緊急時は委員会にかけないで教育長が処理をしたときには事後報告を受けていました。そここのところの事務的な業務の扱いですね。今度は、教育長が委員会も統括し行政も統括するわけですから、一般論として言えば、報告しなくても何となく事は運び得ると。つまり、新宿区ではそういうことはないのですが、ほかの市町村の、例えばイデオロギー的な首長がいて、これをこういうふうにとりようなことを実務的に進めようとなればできる。そういう場合、これから何か変化があるのか、それとも変化がない、従来どおり事後報告型になるのか。法令的には、僕はどこに何があるか分かりませんが、念のため教えていただければと思います。

○教育調整課長 今回の改正内容につきましては、委員御指摘のように名称が変わっているといったところでの規則改正ということで、文言の整理といったところはもちろんございますが、基本的には変わらないところでございます。

緊急時等の事故等、そういった教育委員会事務局の管理監督者としての教育長として、これまでどおり教育委員会に適宜報告をするものについては報告するといったところは今までどおりの内容となっているところでございます。あくまでも、教育長として、委員長が行っていた教育委員会の代表ですとか、あと会議を総理するといったところでの変更と認識しているところでございます。

○羽原委員 分かりました。

○教育長 御心配いただいていると思いますけれども、例えば第29号議案では、教育長にあっては改めて上司を委員会として、あえて規定を設けています。また、教育長が専断的な行為を行った場合には、教育委員の方々が教育委員会の開催を求めることができますので、教育委員会を開いて、委員会として教育長に説明を求めることもできます。

○羽原委員 それは過半数ですか。

○菊池委員 2名ですね。

僕も同じ質問をしたいです。それは上司（教育委員会）と書いてあったのは、安心材料でした。上司というと、普通は任命した人ということになるので区長と思っていました。それをしっかりと（教育委員会）と書いてあったので、そこは非常に意図が見えたというか、安心しました。今後も、そこは教育委員会だということは分かりました。

今までも教育長は単独の決定権があって、重要なことを決めていましたが、こういった議事の議案の決定は教育委員会がするという意味では、今までどおりということによろしいですよ。

○今野委員長 今までも重要なことについては教育委員会で決定していたわけで、教育長に事務的に専権的に決めていいというのは、それはあらかじめ決まっているものです。しかも、その場合であっても適宜報告なりいただいていたので、そのことについては変わらないだろうと思います。

○羽原委員 そういう意味で伺ったわけではなくて、あくまでも一般論として。つまり、制度が変わったときに、やはり運用を伴って変わってくると意外な慣性ができていることがあるので念のためお聞きしました。

決して、疑っていませんよ。僕が聞くと何か疑っているように思うかもしれないけれども、大丈夫ですから。

○今野委員長 包括的にも話がありましたけれども、その他、この第22号議案について、ありますか。

[発言する者なし]

○今野委員長 ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第22号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○今野委員長 第22号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第23号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

包括的に意見が出ましたけれども、大事なことなので個別にとらせていただきます。

御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第23号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○今野委員長 第23号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第24号議案について、御意見ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○今野委員長 これも特にないようですので、討論、質疑を終了いたします。

第24号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○今野委員長 ありがとうございます。第24号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第25号議案について、御意見ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○今野委員長 特に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第25号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○今野委員長 第25号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第26号議案について、御意見ございますか。

〔発言する者なし〕

○今野委員長 特にないようですので、討論、質疑を終了いたします。

第26号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○今野委員長 第26号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第27号議案について、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○今野委員長 御質問、御意見はないようですので、討論、質疑を終了いたします。

第27号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○今野委員長 第27号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第28号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

〔発言する者なし〕

○今野委員長 特にないようですので、討論、質疑を終了いたします。

第28号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○今野委員長 第28号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第29号議案について、いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○今野委員長 特に御意見、御質問がないようですので、討論、質疑を終了いたします。

第29号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○今野委員長 第29号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第30号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○今野委員長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第30号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○今野委員長 第30号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第31号議案について、御意見、御質問をお願いします。

〔発言する者なし〕

○今野委員長 御意見、御質問がないようです。討論及び質疑を終了いたします。

第31号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○今野委員長 第31号議案は、原案のとおり決定いたしました。

○羽原委員 少しいいですか。特に関連することではないのですが、会議録の確認ですね。今、僕に確認のあったのは、11月25日です。4カ月経っています。特に教科書採択のときの会議録は半年以上経ってからの確認でした。今日の後半の議事は異議なしで決まりましたが、そういう案件は構わないのですが、教科書採択など、何か注目されているような問題について、やはり半月ぐらいのうちには処理しなければいけない。

それから、その重要なものは急ぎ、それほどでもない手続だけのものについては後でもいい。全部順番どおりではなくてもいいから、やはり区民に広報するという責務を教育委員会には負っているわけです。行政としても。それは僕は何度も言っていて、少し早くなっただけでも、担当課としては、僕らに対してではなくて、僕らが発言したことができるだけ早く区民に伝わる、区民からも反響があるというぐらいのスピード感が必要だと思います。

特に教科書の採択などはいろいろ確認すべきところがあるから遅れるのかもしれないが、それはそれでどちらが重要度が高いかと言えば、確認作業に時間をとることよりは区民に早く知らせること、パブコメをやっても結論の段階を、こういうふうにして最終決定に至ったということはもっと早く知らせる必要があると思います。行政が行政の自由な時間の使い方ではなくて、区民のニーズに基づくような対処をぜひお願いしたい。

こんなに強く言ったのは初めてです。これまでも非常に穏やか、温厚に言っていましたが、教科書採択の議事録がこんなに遅いのかというのが僕はどうも頭にひっかかっていたので、触れさせていただきました。

何かお答えがあれば。

○教育調整課長 御指摘どおりの内容で、今回、議事録作成に少し時間がかかってしまって申

しわけなく思っているところでございます。教育委員会も新制度になるところもござい
ますので、区民の方への説明責任として、今、委員から御指摘のあったように工夫しながら、な
るべく早く伝えていきたい、努力していきたいと思っているところでございます。

○今野委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について

○今野委員長 次に、事務局からの報告を受けます。報告 1 について説明を受け、質疑を行
います。

事務局から説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、報告でございます。「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の
進捗状況についてでございます

現在、平成25年度からの4カ年にわたる第三次の新宿区子ども読書活動の推進を計画に基
づいて行っているところでございます。

さきの3月4日の教育委員会におきましては、平成28年度を初年度とする第四次の子ども
読書活動推進計画の御決定をいただいたところでございます。今回は、経年的な変化も含め
て御報告をするものでございます。

まず、第三次子ども読書活動推進計画に掲げてございます指標と数値目標でございます。

1から5と、5つの指標でございます。

まず、1の区立図書館の子どもの延べ利用人数の増加でございます。第三次の計画の平成
27年度の目標値、各年ごとの推移を示してございます。直近といたしましては、平成28年1
月末の現状値でございます。こちらにつきましては、目標、小学生以下、中学生、合計で11
万6,000人に対しまして、11万4,305人で行いました。

次に、2の区立図書館における団体貸出冊数の増加でございます。計画期間の最終目標値
が5万冊に対しまして、平成27年1月末には達成したわけでございますが、今年度、平成28
年1月末は4万7,735冊というところでございました。こちらは、中央図書館の拡張補強工
事に伴いまして、子ども図書館の団体書庫の安全確保のために、一時、使用ができなかった
ことによるものでございます。

それから、3の区立小・中学校の児童・生徒の不読者率の減少でございます。

最終目標値が、不読者率、一度も本を読んでない児童が少ないほど読書活動が進んでいるということでございます。小学生につきましては5%以下、中学生につきましては20%以下のところ、綿々と達成に向かっていまして、とりわけ平成28年1月末におきましては、小学生0.1%、中学生0.9%を達成したものでございます。

次に、4の1カ月間に学校図書館において本を読んだり借りたりした児童・生徒の割合ということで、これも最終目標は小学生が85%、中学生が40%のところ、年々増えてはいるのでございますが、最終年度、平成28年1月末につきましては、小学生が目標値85%に対して77.8%、中学生が目標値40%に対して38.7%でございました。

次に、5の読書が好きな児童・生徒の割合の増加ということで、最終目標値が書いてございますが、小学生につきましては95%に対して平成28年1月末が86.6%、そして中学生につきましては85%に対して73.8%というところでございます。

今後、第四次子ども読書活動推進計画では、新たな指標などもつけ加えまして、引き続き読書活動の推進に取り組んでいくものでございます。

なお、この数値につきましては、今後の予定といたしましては、4月の文教子ども家庭委員会、また、4月15日号の「広報しんじゅく」への掲載を予定してございます。

以上でございます。

○今野委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はお願いします。

○菊池委員 せっかくですから、伺いたいと思います。

3の不読者率が非常によくなっていますね。0.1%というのは、1,000人に1人ですね。すごく成功していると思うのですけれども、そこはどのような御努力があったのでしょうか。

○教育支援課長 学校図書館等々につきましては、平成25年度から学校図書館支援員を業務委託により週2回程度入れていて、学校全体で読書活動に取り組むといったところを大きく前面に打ち出しているところが一つございます。

それからもう一点は、朝読書も数字に含んでいます。各学校での朝読書の徹底がこのような結果につながっていると考えています。

○菊池委員 分かりました。ありがとうございます。朝読書が一番よかったのでしょうか。とてもいいことだと思いました。

○今野委員長 ほかはよろしいでしょうか。

○教育長 数値ですが、4月の段階でも1月末の数字を出すのでしょうか。

○中央図書館長 こちらは、毎年どうしても集計上の関係で、2月から翌年の1月末までの1年間としています。

○今野委員長 そうすると、1月末の数字が平成27年度の実績として出てくるということですね。

○中央図書館長 はい。これは第一次の子ども読書活動推進計画のときからになりますが、年度で集計をすると相当遅くなってしまうことから、次への改善の反映なども考えまして、2月から翌年の1月末ということとしてございます。

○今野委員長 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○今野委員長 ほかに質問がないようですので、報告1の質疑を終了します。

◆ 報告2 その他

○今野委員長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○今野委員長 以上で、報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 3時50分閉会